

橿原市総合プール重大事故調査会議の調査方針

橿原市総合プール重大事故調査会議（以下「事故調査会議」という。）の目的は、事故状況を可能な限り公平かつ公正な立場で客観的に調査を行い、調査を通じて明らかになった事実をもとに、事故の原因究明と再発防止策などを提言することである。

従って、事故調査会議は、本件事故の事実を可能な限り客観的な資料に基づき認定し、これらの事実を基に意見をとりまとめることなどを検討及び確認する。なお、本件事故の調査・検証に当たっては、専門的見地や第三者としての客観的な立場から、外部専門家に意見及び指導協力を求めるものとする。

そこで、事故調査会議は、事務局に対し、外部専門家の意見及び指導協力の下、次の調査・検証を行うことを指示し、当該調査結果等をもとに事故調査会議と外部専門家で協議して、調査結果をとりまとめていくこととする。

1. 関係機関への調査

(1) 大学引率教員並びに水泳実習参加学生

調査事項：事故発生に至る状況、事故発生時の状況、事故発生後の状況（但し、橿原市総合プールに設置された監視カメラ記録映像から確認できる大学関係者の行動状況の事実検証に限る。また、大学が行う調査に協力し、必要な資料の提供を求める。）

(2) プール管理業務受託者担当社員

調査事項：事故発生に至る状況、事故発生時の状況、事故発生後の状況、プール安全管理体制と教育指導内容、警備賠償保険加入状況など

(3) プール管理業務受託者業務従事者（アルバイト等）

調査事項：事故発生に至る状況、事故発生時の状況、事故発生後の状況、プール安全管理勤務状況など

(4) 橿原運動公園指定管理者担当職員

調査事項：事故発生に至る状況、事故発生時の状況、事故発生後の状況、業務委託状況、施設管理運営状況など

(5) 橿原市魅力創造部スポーツ推進課担当職員

調査事項：事故発生に至る状況、事故発生時の状況、事故発生後の状況、指定管理状況、施設設置状況など

(6) 奈良県広域消防組合消防本部担当職員

調査事項：救急隊要請状況、初期救急救命処置状況

(7) 橿原警察署担当職員

調査事項：事故捜査状況

(8) 奈良県立医科大学附属病院高度救急救命センター担当医師

調査事項：搬送時から死亡判定に至る経緯

(9) 事故当事者及びご家族

調査事項：事故発生に至る状況、事故発生時の状況、事故発生後の状況、遺族心情、健康状況、生活習慣、水泳経験や能力、事故調査会議への要望など

※ 既に聴き取り等の調査が行われ、事故調査会議と外部専門家はその調査方法や内容が信頼出来ると判断したものについては、当該調査資料を活用する。

2. 事故発生時の再現検証

(1) 事故発生時の 50m プール再現調査（視認状況）

(2) 事故発生後の救助並びに初期救急救命処置状況

再現検証方法：大学引率教員、プール管理業務受託者担当社員並びに業務従事者（アルバイト等）の初期救命救急処置実施状況を再現検証

※ 再現検証の実施に当たっては、関係機関へ協力を求める。

3. 関係資料の収集と整理

本件事故には複数の機関が関与しており、各関係機関が保有する情報を収集する必要がある。関係機関への調査に当たり、必要に応じて情報提供を求め、調査記録を整理するものとする。なお、関係機関からの提供資料については、著作権法を遵守し、著作物の取扱いに十分配慮するよう努める。

4. 外部専門家による調査資料データの分析

(1) プール安全管理業務並びに初期救急救命処置に関する分析

- ① 安全管理業務体制（システム）
- ② 安全管理業務契約監理状況
- ③ 教育指導状況（監視業務、救助業務、初期救急救命処置業務など）
- ④ 事故に対する緊急対処業務状況
- ⑤ 初期救急救命処置状況
- ⑥ 水泳経験と能力の状況
- ⑦ その他、調査に必要な事項

(2) 医学的状況に関する分析

- ① 死因と死亡に至る経緯
- ② 救助時の身体的な状況と初期救急救命処置状況
- ③ 救急搬送時の身体的な状況と救急救命処置状況
- ④ 既往歴やその他の死因の有無に関する状況
- ⑤ 潜水潜行と水没を起こした状況
- ⑥ 水泳経験と能力の状況
- ⑦ 直前の体調（摂食、睡眠時間など）の状況
- ⑧ 血液検査状況

- ⑨ 胸部レントゲン検査状況
 - ⑩ 胸部腹部 CT 検査状況
 - ⑪ その他、調査に必要な事項
- (3) 学外実習指導時の行動状況に関する分析
- ① 大学引率教員、水泳実習参加学生の行動状況
 - ② その他、調査に必要な事項

5. 事故調査会議への関係機関の参加

本件事故の調査及び検証に、より一層の公平・公正性を期すため、橿原運動公園指定管理者と同様に、本件事故に関与するプール管理業務受託者及び大学に対して、事故調査会議へオブザーバーとしての参加を求めていく。

6. 事故状況の事実認定及び報告書類の作成

本件事故の事実認定に際しては、可能な限り客観的な資料に基づき認定する。また、調査検証の状況等を踏まえつつ、各関係機関において必要な調査資料を可能な範囲で共有できるように努め、共通の認識を得られるよう緊密な連携を図りながら進めるものとする。事故調査会議の報告書類の作成に当たっては、外部専門家の意見及び指導協力の下、各関係機関とも十分に協議を重ねて、取りまとめていく。なお、関係機関からの提供資料については、著作権法を遵守し、著作物の取扱いに十分配慮するよう努める。

7. 調査方針の制・改定

事故調査会議の調査方針は、外部専門家の意見及び指導協力の下、事故調査会議の審議または承認を経て制定または改定するものとする。

(制改定の経緯)

- ・ 平成 29 年 8 月 23 日 第 3 回事故調査会議 制定
- ・ 平成 30 年 2 月 13 日 第 5 回事故調査会議 改定

本件事故の調査及び検証に、より一層の公平・公正性を期すため、橿原運動公園指定管理者と同様に、本件事故に関与するプール管理業務受託者及び大学に対して、事故調査会議へオブザーバーとしての参画を求めることとした。

- ・ 平成 30 年 7 月 2 日 第 8 回事故調査会議 改定

各関係機関に対し調査協力を求めてきたが、平成 30 年 5 月 31 日付けの大学からの回答により、本件事故の調査検証に係る協力依頼に対する大学としての基本方針が示されたことを受け、外部専門家の意見及び指導の下、大学関係の調査対象者及び調査項目等を見直すこととなった。

- ・ 平成 30 年 8 月 17 日 事故調査会議 委員承認 改定

平成 30 年 7 月 26 日付けの大学からの申し入れにより、大学との連携・協力及び資料の取扱い等を追記することとなった。

以上